



社会保険労務士法人 ルーチェ

■名古屋事務所 名古屋市中区丸の内2-15-12-2
ザ・テラス丸の内 903
info@sr-luce.jp 052-211-5185

■金沢事務所 金沢市長町1-4-45

冬季の労災対策

凍結や降雪により労働災害が増加しやすい時期になってきました。しっかりと対策を講じて、予防していきましょう。

◆屋 外

最も発生しやすいのは転倒災害です。以下の点は重点的に確認するようにしましょう。

- ・転倒防止用マット、融雪剤、除雪用具等を用意しているか
 - ・凍結等で滑りやすい箇所に滑り止めの措置が行われているか。また、日没後の照明の照度が十分にあるか
 - ・建物の入り口や、水が溜まりやすい床等に吸水マットを敷くといった措置を講じているか
- 転倒リスクの高い場所・行為の労働者への周知や、靴・服装の選択からリスクを軽減することも重要です。また、除雪作業を行う際は一層の安全対策を講じ、労働者に対し手順や注意事項を十分に説明する必要があります。

業務で自動車等運転が必要な場合は、交通労働災害の対策も行いましょう。冬用タイヤへの交換や点検を徹底し、あらためて安全運転に関する教育を実施するべきです。

◆屋 内

温度や湿度の設定を適切に行うことで、寒さによるパフォーマンスの低下やミスといったリスクを軽減することができます。ただし、一酸化炭素中毒のリスクがあるため、燃焼式暖房機器を使用する際は換気措置を行いましょう。また、暖房機器の周辺に可燃物等を置かないよう整理しましょう。

労働者への周知や注意喚起が必要な点も多いため、教育プログラム等を適宜実施しましょう。また、冬は日照時間が短くなるため、メンタル不調になりやすい季節でもあります。通勤時間や休憩時間を柔軟に選択できる制度等が導入されていない場合は、併せて検討することをお勧めします。

子ども・子育て支援金について

全国健康保険協会は、令和7年11月28日に開催された全国健康保険協会運営委員会の資料として「子ども・子育て支援金について」を公開しました。

◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策（児童手当の拡充、妊婦への支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付および育児時短休業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除）のための特定財源として、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入されます。

◆開始時期と徴収方法

令和8年4月分（5月末納付分）より、労使折半で子ども・子育て支援金を負担します。医療保険料と同様、毎月の賃金ならびに賞与から徴収されることになっており、産休中や育休中の場合は免除されます。制度の適用開始は、任意継続被保険者も同様です。

◆支援金率と年収別の負担額

負担額は、標準報酬月額ならびに標準賞与額に支援金率を乗じて求められます。支援金率は国が一律で定めることとされており、0.24%から段階的に引き上げられ、令和10年度に0.4%になる予定です。被保険者一人当たりの平均負担額は、令和8年度では450円、令和9年度では600円、令和10年度では800円と見込まれています。

◆給与明細への表示

こども家庭庁の事務連絡(2025.6.18)において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務とはなっていません。ただし、制度への理解・協力を促す観点から、給与明細書には医療保険料等と区別して表示することが望ましいでしょう。

従業員への説明や給与明細の修正対応ができるよう、理解と準備をしておきましょう。

【全国健康保険協会「子ども・子育て支援金について」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/direction/dai138kai/2025112814.pdf>

4月からの道路交通法の改正により自転車にも青切符

◆ 4月から自転車にも「青切符」制度が導入

道路交通法の改正により 2026年4月から、自転車の交通違反に「交通反則制度」（いわゆる「青切符」制度） が導入されます。この青切符は自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法で、今まででは自転車には導入されていませんでした。

これまででは自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」（飲酒運転など特に悪質性・危険性が高いものに適用）等を用いた刑事手続による処理が行われていましたが、青切符の導入により、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となるものとされています。

◆ 青切符により検挙される違反例

青切符により検挙される違反の一例として、信号無視（反則金 6,000円）、一時停止（同 5,000円）、携帯電話使用（同 12,000円）、制動装置（ブレーキ）不良（同 5,000円） 等が挙げられます。

青切符導入後も、自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施し、交通事故の原因となるような、「悪質・危険な違反」は検挙の対象とされますが、検挙の対象が広がったことで、自転車の交通違反については取締りが強化されることになります。

◆ 従業員への周知を

通勤等で自転車を使用する従業員もいるところ、自転車への青切符導入は個人としては当然知っておくべき改正です。一方、業務において重大事故が起こった場合などは、企業に使用者責任が問われるケースなども想定されます。自転車の交通違反への取締り強化が進む中、自転車への青切符導入や、自動車のみならず、自転車の交通違反防止については、ぜひ従業員に周知していきたいところです。

【警視庁「道路交通法の改正について（青切符についても含む）」】

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html

～弁護士法人クオリティ・ワン通信～

「使用者責任について」

1 使用者責任とは？

「使用者責任」という言葉を聞いたことがあるでしょうか？簡単にいうと、従業員が第三者に対して不法行為により損害を与えてしまった場合に、会社がその第三者に対し損害を賠償しなければならない、というものです。会社は従業員に働いてもらうことにより利益を得ており、また会社には従業員を監督する責任があるため、このような使用者責任が法律に定められています。

2 使用者責任の要件

①従業員が不法行為により他人に損害を負わせたこと

不法行為とは、故意・過失により他人に損害を負わせることです。

②会社と当該従業員に使用関係があること

ここでの使用関係とは、事実上の指揮監督関係があれば足りるとされ、非正規雇用の場合も対象となります。

③被用者の不法行為が事業と関連して行われたものであること

従業員の不法行為が仕事と関係して発生したことが要件となります。

3 会社が使用者責任を負うケース

会社が使用者責任を負う典型例は、従業員が業務中に社用車で事故を起こし他人にけがを負わせた場合です。他に、従業員が部下にパワハラやセクハラをしてしまった場合なども使用者責任を問われることがあります。

4 会社が免責される場合もある？

民法の条文には、「ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、または相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」と書いてあり、一定の場合に会社が使用者責任を免れることができるようにも読めます。しかし、裁判例で会社の免責が認められるケースはほぼ皆無であり、上記の3つの要件に該当すれば、会社は使用者責任を負うことになります。

5 従業員に求償できる？

会社が使用者責任により、第三者に賠償金を支払ったとき、会社は従業員に対し、支払ったお金を請求できる場合があります。しかし、実際の裁判例では、支払ったお金の全額の請求が認められるケースはほとんどなく、支払ったお金の一部しか請求が認められないあるいは請求が全く認められないケースがほとんどです。

6 使用者責任を問われないためには？

以上のように、従業員が不法行為により第三者に損害を負わせてしまった場合、上記の3つの要件に当てはまる限り、会社は使用者責任を負い、第三者に対し損害を賠償しなければなりません。そのため使用者責任により責任を問われないためには、従業員が不法行為により、第三者に損害を与えることを未然に防ぐ必要があります。

従業員の事故であれば、日ごろから安全管理を徹底することが重要です。また、セクハラやパワハラであれば、それらが発生しないように職場環境の整備を適切に行なうことが重要です。

Monthly Letter・ルーチェ 編集後記

自転車の青切符制度導入は、「自転車も車両である」という原点を改めて意識するきっかけになりました。日常的に利用する方ほど、無意識のうちに違反となってしまっているケースも少なくないと思います。

また、私は自転車の利用はほとんどありませんが、自転車が通行るべきところを歩かないなど、自転車利用者の迷惑にならないように日頃注意する必要があると感じました。

今回の改正をきっかけに、日常の移動や行動を少し見直してみるのも良い機会かもしれません。

山下